

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名	東洋合成工業株式会社	
代表者名	代表取締役社長 (コード番号: 4970)	木村 有仁
問い合わせ先	人材総務部長	水戸 智
電話番号	03-5822-6170	

定款の一部変更、取締役、監査役および執行役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 66 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしました。また、同株主総会、およびそれに引き続いて行われる取締役会における決議を経て、取締役、監査役および執行役員の異動を行うことを内定いたしました。

以上の内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。なお、当該定款の一部変更につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

(2) 変更内容

変更内容は以下の通りとなります(下線部は変更部分を示しております)。

現 行 定 款	改 定 案
(監査役の選任) 第 32 条(条文省略) 2. (条文省略)	(監査役の選任) 第 32 条(現行どおり) 2. (現行どおり)
(新設)	<u>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合において、補欠監査役の選任決議の議決方法は、前項の規定を準用する。</u>

(新設)	4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第33条(条文省略)	(監査役の任期) 第33条(条文省略)
(新設)	2. 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、同監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月24日(予定)

2. 取締役・監査役の異動

(1) 取締役の異動

常務取締役 で き あきら 出来 彰 (現)取締役 化成品事業部長

(2) 監査役の新任

社外監査役 こしやま しげ お 越山 滋雄 (現)東レ・デュポン(株)常勤監査役

(3) 監査役の退任

社外監査役 ほんま たつぞう 本間 達三

3. 執行役員 of 異動

(1) 執行役員 of 新任

執行役員 なかわたり たかし 中渡 孝 (現)環境安全部長

以上